

宿泊施設のバリアフリーに関する情報の公表制度を開始します

1 制度の趣旨

高齢者や障害者をはじめ、誰もが安心して宿泊施設を利用するには、事前に施設のバリアフリー情報を把握できるよう、宿泊施設側から積極的に情報を発信していただくことが重要です。

このため、京都市では、誰もが自分のニーズに応じた宿泊施設を選択できるよう、**宿泊施設と京都市の両者による宿泊施設のバリアフリー情報の公表制度を創設**しました。

既存の施設の所有者等（所有者、管理者又は占有者）のみなさまにおかれましても、公表の努力義務がありますので、積極的にご対応いただきますようお願いいたします。

2 公表のメリット

公表していただいた施設は、**京都市のホームページ（京都市情報館及び京都ユニバーサル観光ナビ）上で施設の概要について情報発信**します。

また、京都市のホームページに掲載することで、観光庁が実施する「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定要件を一部満たすこととなり、**認定を受けると観光庁のホームページにも掲載**されます。



3 制度の対象

京都市内の旅館業法に基づく**ホテル、旅館及び簡易宿所**が対象です。

4 公表制度の仕組み

① 宿泊施設のホームページ等でバリアフリー情報を公表

ピクトグラムを活用し、わかりやすいものとしてください。

○ハード面

- ・エレベーター
- ・車椅子使用者用駐車施設
- ・車椅子使用者用客室



○ソフト面

- ・従業員による介助
- ・手話、筆談対応
- ・車椅子の貸出



など

② 京都市へ公表内容を届出

③ 京都市ホームページで宿泊施設のバリアフリー情報を公表

公表の流れは裏面を参照してください。

5 公表の流れ

所有者等 宿泊施設のバリアフリー対応状況の確認

施設のバリアフリー対応の状況について確認してください。

バリアフリー情報について、自社でのホームページ作成や、パンフレット作成による公表が可能な場合

バリアフリー情報について、自社でのホームページ作成や、パンフレット作成は困難であるが、京都市が作成した公表用PDFデータの掲載は可能な場合

所有者等 自社のホームページ、パンフレット等による公表

自社のホームページ、パンフレット等で施設のバリアフリー情報を公表してください。

所有者等 公表希望の届出

バリアフリー対応の状況について、公表を希望する内容を、京都市に届出してください。

京都市 公表用PDFデータの作成

届出をもとに京都市公表用のPDFデータを作成し、所有者等に送付します。

所有者等 公表の届出

公表したバリアフリー情報の内容について、京都市に届出してください。

所有者等 各宿泊施設のホームページ、パンフレット等による公表

公表用のPDFデータを自社のホームページ、パンフレット等に掲載することにより公表してください。

所有者等 公表した旨の報告

バリアフリー情報を公表した旨を京都市に報告してください。

京都市 京都市のホームページによる公表

京都市では、各宿泊施設から届出を受けたバリアフリー情報の内容についてとりまとめ、その概要を京都市ホームページ（京都市情報館及び京都ユニバーサル観光ナビ）にて公表します。

6 お問い合わせ先

京都市都市計画局建築指導部建築審査課 バリアフリー推進係
（電話）075-222-3616
（FAX）075-212-3657
（受付時間）土日祝を除く午前8時45分～11時30分、
午後1時～3時

※「観光施設における心のバリアフリー認定制度」については、国土交通省観光庁観光産業課（03-5253-8330）へお問い合わせください。

公表制度の詳細については、
[「宿泊施設のバリアフリーに関する情報の公表制度の手引」](#)をご覧ください。